

老発 0331 第 1 号
平成 22 年 3 月 31 日

各都道府県知事殿

厚生労働省老健局長



介護保険法施行法の一部を改正する法律の施行について

介護保険法施行法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 16 号）が本日公布、施行されたところであるが、その改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者の方に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置は、平成 22 年 3 月 31 日限りで失効することとなっているが、本軽減措置の対象となる方が依然として多数にのぼることから、本軽減措置の終了によって、これらの方の施設利用の継続が困難となることのないよう、本軽減措置を延長するものである。

2 改正の内容

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者の方に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置について、有効期限を当分の間延長することとしたこと。

3 施行期日

施行期日は公布の日（平成 22 年 3 月 31 日）からであること。





(号外)

独立行政法人国立印刷局

目次

法律

政令

省令

告示

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令(六九)

- 国家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令(七〇)

- 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(一〇)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(一一)

- 地震防災対策強化地域における地盤対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(一一)

- 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(一二)

- 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律(一二)

- 雇用保険法等の一部を改正する法律(一五)

- 介護保険法施行法の一部を改正する法律(一六)

- 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律(一七)

- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(一八)

- 認可地緑団体が解散前の特定一般社団法人又は特定一般財團法人と同一性を有すると認められるものとして総務大臣が定める基準(総務二二七)

- 市町村の合併の特例等に関する法律の施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同三六)

- 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令(同三七)

- 地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令(総務・財務二二七)

- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令(外務五)

- 在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令(同六)

- 関税法施行規則の一部を改正する省令(財務二七)

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

- 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十二年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急課税の平成二十二年度における輸入基準数量を定める件(同二〇)

(以下次のページへ続く)
本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

- 平成二十一年度における子ども手当の支給に関する法律(一九)

- 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律(二〇)

- 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律(二一)

- 平成二十一年度における子ども手当の支給に関する法律(二二)

- 海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令の一部を改正する省令

- 農林水産(七)

- 平成二十一年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(同五)

- 海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令の一部を改正する省令

- 農林水産(七)

8 施行期日

この法律は、平成二年四月一日から施行することとした。ただし、法律の有効期限に関する規定については、公布の日から施行することとした。

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律(法律第一一号)(法務省)

裁判所職員定員法の一部を改正することとした。(第一条関係)

1 判事補の員数を六五人増加することとした。(第一条関係)

判事補の員数を二〇人減少することとした。(第一条関係)

2 この法律は、平成二年四月一日から施行することとした。

3 この法律は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(法律第二二号)(内閣府)

1 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(法律第二二号)(内閣府)

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(法律第二二号)(内閣府)

2 関係都道府県知事による地震対策緊急整備事業計画の策定の義務付けを廃止することとした。(第二条第一項関係)

関係都道府県知事による地震対策緊急整備事業計画の策定の義務付けを廃止することとした。(第二条第一項関係)

3 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校による前開課程の木造以外の校舎の補強で、地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当する校舎に係るものについて、改正前は二分の一とされていた国負担割合を三分の二とすることとした。(別表第一関係)

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(法律第一三号)(財務省)

暫定関税率等の適用期限の延長等

1 平成二年三月二一日に適用期限が到来する暫定税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長することとした。(関税暫定措置法第二条及び第七条の三～第七条の六等関係)

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

2 水際取締り強化等のための罰則水準の見直し

〔一〕輸出してはならない貨物を輸出する罪、輸入してはならない貨物を輸入する罪及び輸入してはならない貨物を保稅地域に導く等の罪に係る罰則水準を引き上げることとした。(関税法第一〇八条の四、第一〇九条及び第一〇九条の二関係)

〔二〕関税を免れる等の罪に係る罰則水準を引き上げることとした。(関税法第一一二条関係)

〔三〕畜輪貨物の運搬等をする罪に係る罰則水準を引き上げることとした。(関税法第一一二条関係)

〔四〕保税倉庫の許可の特例の適用を受けた必要がなくなった旨の届出及び認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出に係る規定を整備することとした。(関税法第五二条の二及び第七九条の三関係)

〔五〕この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二年四月一日から施行することとした。

〔六〕株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律(法律第一四号)(財務省)

〔七〕株式会社日本政策金融公庫の目的及び国際協力銀行の業務の範囲に、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進することを追加することとした。

〔八〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔九〕特例対象者に係る特例

〔十〕事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされた者について、二年以上前の時期に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合は、事業主が届出を行わなかつたことにより所定給付日数が短くなる不利益が生じないようにするため、現行制度において遅延可能な二年を超えて遡及して適用できることとした。(第一四条及び第三二条関係)

〔十一〕この法律は、労働保険の保険料の徴収等に係る法律(一部改正関係)

〔十二〕特例納付保険料の納付等

〔十三〕この法律は、雇用保険の対象となつた者を雇用していた事業主が、事業開始時に必要な保険関係成立の届出を行つていなかつた場合には、保険料の徴収時効である二年経過後ににおいても、保険料を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付を奨励することとした。(第二五条関係)

〔十四〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十五〕雇用保険率に係る暫定措置

〔十六〕雇用保険率の要件の見直し

〔十七〕一般被保険者の要件の見直し

〔十八〕雇用保険の適用除外の範囲を三一日以上延長したこととした。(第六三条関係)

〔十九〕被保険者の要件の見直し

〔二十〕被保険者であつて、季節的に雇用される者のうち次のいずれにも該当しないもの(日雇労働被保険者を除く)を短期雇用特例被保険者とするものとした。(第三八三条関係)

〔二十一〕四箇月以内の期間を定めて雇用される者

〔二〕一週間の所定労働時間が二つ時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者

〔三〕日々雇用される者又は三〇日以内の期間を定めて雇用される者が、同一の事業主の適用事業に就続して三一日以上雇用されたときは、公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、日雇労働者に該当しないこととした。(第四二条及び第四三条関係)

〔四〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔五〕特例対象者に係る特例

〔六〕事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかつたことにより、雇用保険に未加入とされた者について、二年以上前の時期に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合は、事業主が届出を行わなかつたことにより所定給付日数が短くなる不利益が生じないようにするため、現行制度において遡延可能な二年を超えて遡及して適用できることとした。(第一四条及び第三二条関係)

〔七〕この法律は、労働保険の保険料の徴収等に係る法律(一部改正関係)

〔八〕特例納付保険料の納付等

〔九〕この法律は、雇用保険の対象となつた者を雇用していた事業主が、事業開始時に必要な保険関係成立の届出を行つていなかつた場合には、保険料の徴収時効である二年経過後ににおいても、保険料を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付を奨励することとした。(第二五条関係)

〔十〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十一〕雇用保険率に係る暫定措置

〔十二〕雇用保険率の要件の見直し

〔十三〕一般被保険者の要件の見直し

〔十四〕被保険者であつて、季節的に雇用される者のうち次のいずれにも該当しないもの(日雇労働被保険者を除く)を短期雇用特例被保険者とするものとした。(第三八三条関係)

〔十五〕定義

〔十六〕この法律における「高等学校等」「公立高

〔十七〕専修学校及び「私立高等学校等」を定義することとした。(第二三条関係)

◇介護保険法施行法の一部を改正する法律(法律第一六号)(厚生労働省)

〔一〕介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者に対する経過措置について当該経過措置の期間を当分の間延長することとした。(第一三条関係)

〔二〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔三〕北朝鮮當局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律(法律第一七号)(内閣官房)

〔四〕この法律は、北朝鮮當局によって拉致された被害者等に係る経過措置について当該経過措置の期間を当分の間延長することとした。(第一三条関係)

〔五〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔六〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔七〕北朝鮮當局によって拉致された被害者等に係る経過措置について当該経過措置の期間を当分の間延長することとした。(第一三条関係)

〔八〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔九〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十一〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十二〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十三〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十四〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十五〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十六〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十七〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十八〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔十九〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔二十〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔二十一〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔二十二〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔二十三〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔二十四〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔二十五〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔二十六〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔二十七〕この法律は、公布の日から施行することとした。

〔二十八〕この法律は、公布の日から施行することとした。

